

# ひとり親家庭高等職業訓練促進資金（貸付金）のご案内

令和2年4月

〈社会福祉法人 山口県社会福祉協議会〉

## 1 貸付対象者

山口県内に住民登録をしている者であって、高等職業訓練促進給付金（以下「給付金」という。）の支給を受け養成機関において、就職に有利な資格（看護師、介護福祉士、美容師等）を取得し、取得した資格を活かして、山口県内において業務に従事しようとする、母子家庭の母及び父子家庭の父が対象となります。

平成30年4月1日より、准看護師養成機関を修了する者が、引き続き、看護師の資格を取得するため、養成機関で修業する場合の取扱が定められました。詳しくは巻末（12准看護師の養成機関修了後、看護師の養成機関へ進まれる予定の方へ）をご参照下さい。

## 2 貸付条件

ひとり親家庭高等職業訓練促進資金（以下「訓練促進資金」という。）には、入学準備金と就職準備金があり、貸付条件等は次のとおりです。

区分	入学準備金	就職準備金
貸付対象	養成機関に入学した者	養成機関を修了し資格を取得した者
貸付金額	50万円以内	20万円以内
対象経費	養成機関への入学金、教科書代、教材費など 一時的に必要な費用に限る <u>※入学年度の概ね4月中に支払いが終わるものに限る。</u>	就職に伴い転居が必要なときの転居費用 就職にあたり必要となる被服費、交通費など <u>※就職年度の概ね4月中に支払いが終わるものに限る。</u>
貸付利息	保証人あり → 無利息 保証人なし → 年1%	保証人あり → 無利息 保証人なし → 年1%
保証人	連帯保証人1名 (申請者が未成年の場合は法定代理人であること)	連帯保証人1名 (申請者が未成年の場合は法定代理人であること)

※専門実践教育訓練給付金受給者は対象外です。

## 3 保証人

貸付利息が無利子となるためには、連帯保証人が1名必要です。

申請者が未成年である場合には、申請者の法定代理人となります。

## 4 貸付申請の手続

申請は申請書（貸付規程第1号様式）に次の書類を添えてお申し込みください。

## (1) 入学準備金

- ①給付金の交付を受けることが確認できるもの（給付金支給決定書の写し等）
- ②養成機関の長が証明する在籍証明書
- ③児童扶養手当を受給している世帯であることを証する書類（児童扶養手当証書の写し等）
- ④貸付必要額等が確認できるもの
- ⑤連帯保証人の資力が確認できるもの（所得証明書等）

## (2) 就職準備金

- ①給付金の交付を受けたことが確認できるもの（給付金交付決定書の写し等）
- ②養成機関の長が証明する修了証書
- ③養成機関に係る資格を取得したことが確認できる書類
- ④児童扶養手当を受給している世帯であることを証する書類（児童扶養手当証書の写し等）
- ⑤貸付必要額等が確認できるもの
- ⑥連帯保証人の資力が確認できるもの（所得証明書等）
- ⑦就職先が確認できるもの（採用（内定）通知書の写し等）

※必要に応じ、他の書類の提出や関係機関に照会することがあります。

## 5 申込み時期等

随時受け付けますが、入学時期等多数の申し込みが見込まれるときは、申込期間を定めることがあります。

## 6 貸付の決定

貸付が決定した申請者には、書面により結果をお知らせします。

※予算の範囲内での貸付けとなります。貸付予定者数を上回る場合は、選考又は貸付額の減額により決定することがあります。

【参考】貸付予定者数(年間)… 入学準備金：40人  
就職準備金：30人

## 7 交付申請の手続き

貸付けの決定の通知を受けた者は、交付申請書（貸付規程第2号様式、印鑑証明書を添付）に借用書（貸付規程第3号様式、収入印紙を貼付）及び口座振替申出書（貸付規程第4号様式）を添付して、指定する日までに提出してください。

※連帯保証人を立てる場合は、本人と連帯保証人が連署、押印（連帯保証人は、実印とし、印鑑証明書を添付）してください。

口座振替申出書の口座は、申請者本人の名義のものに限ります。

借用書の収入印紙は、申請者負担です。

## 8 貸付金の振込

貸付金は、交付申請書等の全てが提出された後に、指定口座に振り込みます。

## 9 貸付けの取消し

次のいずれかに該当するときは、貸付決定が取り消されることとなります。

(貸付金の償還事由に該当し、償還が開始されます。)

- 給付金の受給資格を失ったとき
- 養成機関を退学したとき
- 心身の故障のため養成機関で修学を継続する見込みがなくなつたと認められるとき
- 死亡したとき
- 訓練促進資金貸付けの目的を達成する見込みがなくなつたと認められるとき

## 10 貸付金の償還免除

### (1) 償還免除要件の履行等による免除

養成機関を修了し、かつ、資格取得した日から1年以内に就職し、山口県内において、取得した資格が必要な業務に従事し、5年間(※1)引き続き業務に従事したときは、貸付金の償還が全額免除されます。

また、この業務に従事している期間中に、業務上の事由により死亡し、又は業務に起因する心身の故障のため業務を継続することができなくなつたときも貸付金の償還が全額免除されます。

(※1)他種の養成機関等における修学、災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由により当該業務に従事できなかった場合は、引き続き当該業務に従事しているものとみなします。ただし、当該業務従事期間には算入できません。

### (2) その他の免除

- 死亡、又は障害により貸付けを受けた訓練促進資金を償還することができなくなつたときは、貸付金の償還が全額又は一部免除されます。
- 養成機関を修了し、かつ、資格取得した日から1年以内に就職し、山口県内において、取得した資格が必要な業務に従事したときは、貸付金の償還が一部免除(※2)されます。

(※2) 免除額＝借入額 × (業務に従事した月数／60)

## 11 貸付金の償還

次の場合(他種の養成機関等における修学、災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由がある場合を除く。)は、貸付金を償還していただくこととなります。

- 訓練促進資金の貸付けの決定を取り消されたとき。
- 養成機関を修了し、かつ、資格を取得した日から1年以内に就職し、山口県内において、取得した資格が必要な業務に従事しなかったとき。
- 山口県内において、取得した資格が必要な業務に従事しなくなつたとき。
- 業務外の事由により死亡し、又は心身の故障により業務に従事できなくなつたとき。

### 償還の方法等

- 償還期間は、償還事由が生じた日の属する月の翌月から起算して3年以内で

す。

○償還方法は、月賦又は半年賦の均等払方式によります。なお、繰り上げ償還や一括償還もできます。

### **償還債務の履行猶予**

次の場合においては、償還債務の履行を猶予することができます。

- 貸付の決定を取り消された後も引き続き養成機関に在学しているとき。
- 養成機関を卒業後さらに他種の養成機関において修学しているとき。
- 災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由があるとき。

## **12 准看護師の養成機関修了後、看護師の養成機関へ進まれる予定の方へ**

高等職業訓練促進給付金の支給を受け、准看護師養成機関を修了する者が、引き続き、看護師の資格を取得するため、養成機関で修業する場合の取扱は以下のとおりとなります。

- (1) 入学準備金は、准看護師養成機関入学時に貸付けをし、看護師養成機関入学においては改めて貸付けを行いません。
- (2) 就職準備金は、原則として准看護師養成機関修了時には貸付けを行わず、看護師養成機関を修了後、資格を取得した時点で貸付けを行います。
- (3) 看護師の養成機関を修了後、取得した資格を活かして県内で就職し、5年間従事した場合は、貸付けた入学準備金及び就職準備金の償還は免除します。

ご案内には概要を記載しておりますので、詳しくはお問い合わせください。

[問い合わせ先・申請先]

社会福祉法人 山口県社会福祉協議会  
生活支援部 資金班  
〒753-0072  
山口県山口市大手町9-6  
電話 083-924-2813